

三浦市民交流センター 利用規約

(2023年5月8日更新)

三浦市民交流センターニナイト利用案内

1 三浦市民交流センターニナイトとは（概要）

- ①設置目的
- ②施設情報

2 利用について

- ①予約について
- ②利用料金について
- ③営利目的の販売等の利用料
- ④利用の制限
- ⑤減免制度について
- ⑥継続利用期間

3 その他利用についてのお願い

- ①音が出る利用について
- ②喫煙について
- ③他の利用者への配慮

4 情報発信について

- ①三浦市民交流センターニナイトホームページ
- ②ニナイト便り
- ③NPO に関する情報提供、助成関連、相談について

5 団体登録制度について

6 小網代の森インフォメーションスペースについて

1 三浦市民交流センターニナイテとは（概要）

①設置目的

市民の皆さんが自発的な活動や地域資源を最大限活用した情報発信及び体験活動等により、地域や年代を越えた人々がふれあい交流し、笑顔があふれ新しい文化が醸成される場所となるよう、三浦市民交流センターニナイテは2019年6月9日にオープンしました。

「市民の自発的な活動を活性化させ、地域や年代を越えた人々の交流を育むための施設として、三浦市民交流センターを三浦市初声町下宮田5番16に設置する」

（三浦市民交流センター条例第2条）

②施設情報

名 称	三浦市民交流センター ニナイテ
住 所	三浦市初声町下宮田5番地16（商業施設ベイシア三浦店2階）
電 話	046-845-9919 FAX 046-845-9229
開館時間	9時～21時
休 館 日	年末年始（12月31日、1月1日～3日） 臨時に休館、または開館時間の変更をすることがあります。
アクセス	電車：京浜急行電鉄三崎口駅 バス：京急バス「引橋」バス停下車 車：商業施設ベイシア駐車場を利用できます。 2階駐車場からは直接入館できます。
指定管理者	NPO 法人 YMCA コミュニティサポート

2 利用について

①予約について

(1)当センターの予約は、神奈川県公共施設利用予約システム（e-kanagawa）を活用しております。予約には事前に登録したIDが必要になります。免許書など身分を証明できるものをお持ちの上、当センターへ来館いただきIDの発行を行ってください。

(2)予約の方法については、三浦市民と市外の方、申込み期間によって異なります。

●三浦市民の場合

利用日の属する月の3月前の初日5時から10日24時までの募集期間にインターネットで抽選申込をしてください。同月の11日早朝に抽選を行い、結果は同月20

日 24 時まで連絡します。当選者は同月 11 日 7 時から 20 日 24 時の間に本予約をしてください。本予約をしない場合当選予約は取消になります。(来館日に申請書記入)

利用月の属する月の 3 月前の 21 日以降は、直接来館か電話、FAX、インターネットにて先着順に受け付けます。FAX による申込をされた方は、FAX 送信後、当センターへ確認の電話をしてください。

●三浦市民以外の場合

利用日の属する月の 1 月前の初日から来館、電話、FAX インターネットで予約を受け付けます。FAX による申込をされた方は、FAX 送信後、当センターへ確認の電話をしてください。

●利用手続き及び期間

手続	期間	備考
抽選申込	利用日の属する月の3か月前の1日5時～10日24時 【例】利用日が10月18日の場合:7月1日～10日	◆抽選申込とは? 抽選申込期間に、1つの施設に対して複数の利用申込があった場合、抽選で当選者を決定します。 抽選申込件数に上限はありません。
抽選日	利用日の属する月の3か月前の11日早朝 【例】利用日が10月18日の場合:7月11日早朝	
抽選結果の確認と決定	利用日の属する月の3か月前の11日7時から20日24時 【例】利用日が10月18日の場合:7月11日～20日	◆抽選結果の確認と決定とは? 抽選の結果、当選した場合は、「当選確定」または「当選辞退」を行い、抽選結果を決定してください。当選しても決定しないまま、この期間が過ぎると利用申込は取消されます。落選した場合は作業不要です。
予約申込	利用日の属する月の3か月前の21日5時から利用日の当日まで 【例】利用日が10月18日の場合:7月21日～10月18日	◆予約申込とは? 抽選結果決定後、空いている施設に対して随時、先着順で行う申込のことです。
予約申込の変更と取消	利用日の7日前24時まで 【例】利用日が10月18日の場合:10月11日まで	◆予約取消・変更について 利用料金の納入がされている場合、予約の取消及び変更はできません。なお、利用料金は、利用日の当日、施設を利用する前までに支払いをお願いします。

(3)予約上のお願ひ

- ・予約制の部屋、時間は、予約した方（団体・個人）専用で利用できます。
- ・仮予約は受け付けいたしません。
- ・三浦市及び市の機関、官公署並びに指定管理者については、翌年度における優先予約をお受けします。優先予約は、利用日の属する年の前年の 12 月 1 日から 12 月 20 日までの期間に翌年度末までの利用申請を受け付けます。利用決定について

は、優先予約期間終了後に調整のうえ決定します。優先予約期間終了後の予約は、一般予約日程と同様のお申込みをお願いします。

- ・予約制でない部屋（打ち合わせ広場、ワークルーム（ロッカー利用者のみ）、キッズスペース）はどなたでも利用できます。受付で声掛けください。

②利用料金について

(1)研修室・多目的スペース

区 分	単 位	利用料金
多目的スペース	1日（9時～21時）	1,020円
研修室1（大）24人	1時間	200円
研修室3（中）16人	1時間	150円
研修室2（小）12人	1時間	100円

(2)付属設備

区 分	単 位	利用料金
プロジェクター 1台	4時間まで	1,020円
スクリーン(固定式、可動式)	4時間まで	510円
調理実習台 1台	4時間まで	2,040円

(3)貸しロッカー

区 分	単 位	利用料金
ワークルームのロッカー	1か月（原則年度切替）	510円

※利用料金は現金で前払いをお願いします。その他の支払方法はご相談ください。

③営利目的の販売等の利用料

当センターでは営利目的の方も利用ができますが、規定により部屋の利用料金は10を乗じた料金となります。

「利用者が入場料その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利を目的とする物品の販売、広告、宣伝その他これに類する催しのために利用するときのセンターの利用料金（センター付属設備の利用料金を除く）の上限額は、この表に定める額に10を乗じて得た額とする」（交流センター条例第13条別表備考）

ただし、実施主体が公益（社会貢献）活動として利用する場合で、入場料その他これに類する料金が2,000円以下の場合はこの限りではありません。（市民協働課との協議）

なお、営利を目的とする物品の販売、広告、宣伝その他これに類する催しについては、次の表の区分によります。

利用者	利用内容	利用料金	説 明
個人	通常利用	1倍	

(個人事業主を含む)	営利目的物品の販売、 広報、宣伝を行う	10 倍	利益が個人に帰属するため営利とみなす 塾(書道教室等)の利用は 10 倍 (原則)
営利団体 (企業)	通常利用 (研修等)	1 倍	
	営利の販売等	10 倍	無料の体験試食会も宣伝活動
	公益活動	1 倍	企業が公益活動 (社会貢献) として利用 する時は募集チラシ等に趣旨を明記する
任意団体 (非営利団 体、互助団体 等)	通常利用	1 倍	
	一般向け物品の販売等	1 倍	団体活動は営利目的とは見做さない 1 倍 (当センターの目的に合致)
	会員向けの販売等	1 倍	物品の販売等でも非営利活動とみなす

※個人が事業所の名称を使って参加者を募集することは営利目的と判断。

④利用の制限

(1) 政治団体の利用について

政治に関する会合・勉強会・学習会、議員の市政報告会・時局講演会等に利用できます。議員の当選祝賀会・政治パーティー、団体に属さない不特定多数を対象とした宣伝や勧誘、寄附、広報のための利用はできません。

(2) 宗教団体の利用について

団体の会合や勉強会、学習会等に利用できます。団体に属さない不特定多数を対象とした布教啓発活動や宣伝活動は利用できません。

(3) 暴力団・反社会的勢力について

三浦市暴力団排除条例に基づき、暴力団・反社会的勢力の利用は一切できません。

⑤減免制度について

(1) 全額免除

- ・市及び市の機関が主催又は共催する集会、行事等で利用する場合
- ・官公署が公益のため入場料を徴収しないで利用する場合
- ・市民交流センターまつり実行委員会が利用する場合
- ・指定管理者が主催する事業で利用する場合

(2) 2分の1減額

- ・官公署が公益のため入場料を徴収して利用する場合
- ・官公署が公益事業以外で入場料を徴収しないで利用する場合

(3) 5分の1減額

- ・市又は市の機関が後援する集会、行事等で利用する場合

- ・その他市長が利用料金の減額を適当と認める場合減額を行う。

⑥継続利用期間

原則として、同一人または同一団体が継続して利用できる期間は次のとおりです。

- ・多目的スペース 14日間
- ・研修室（大）、研修室（中）、研修室（小） 5日間

3 その他利用についてのお願い

①音が出る利用について

- ・当センターは防音対応ではないため、音の出る利用については原則お断りしています。ただし、研修室3部屋全てを予約し、つなげて上映会、式典会場等としての利用であって、打ち合わせ広場、多目的スペースに音が響かない音量である場合については特例として利用ができます。
- ・ヨガ・気功としての利用で1部屋以上を予約し、他の研修室、打ち合わせ広場、多目的スペースに音が響かない音量である場合については特例として利用ができます。
- ・音のしない激しい運動を行わない体操の利用は可能です。

②喫煙について

- ・商業施設ベシシアでは全館禁煙となっています。喫煙は1階スロップ下でお願いします。

③他の利用者への配慮

- ・当センター内では飲食ができます。ごみは各自お持ち帰りください。
- ・どなたでも気軽に利用ができるように、大声での議論など、他の利用者への心配りをお願いします。必要に応じて職員が声をかけることがあります。

4 情報発信について

①三浦市民交流センターニナイトホームページ

当センターの最新情報、利用に関するお知らせなどはホームページに掲載しています。他の関係機関とのリンクも貼っていますので、ぜひご利用ください。

②ニナイト便り

当センターの紙媒体による情報提供と活動団体の紹介など情報紙を発行しています。三浦市内各種公共施設（市役所、市民センター等）に配架していますのでご覧ください。

③NPOに関する情報提供、助成関連、相談について

NPOに関する情報は、神奈川県及び県内の支援施設の情報提供とともに、情報提供ラックに配架しています。内容に応じた括りで表示していますので、必要に応じてご利用ください。

5 団体登録制度について

当センターでは三浦市内で活躍する市民活動団体の登録を進めています。団体の活動情報の発信や新規会員募集など、市民活動に関心のある方への情報提供に役立つ登録制度となっています。

6 小網代の森インフォメーションスペース

小網代の森インフォメーションスペースは、自然観察や保全活動などの情報提供の拠点として三浦市、かながわトラストみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議の協働で運営されます。ビジター施設として当センターの開館時間内で利用できます。

小網代の森とは

小網代の森は、三浦半島の先端にある、相模湾に面した約70haの森です。森の中央にある谷に沿って流れる「浦の川」の集水域として、森林、湿地、干潟及び海までが連続して残されている、関東地方で唯一の自然環境とされています。森、川、海のつながりが必要なアカテガニをはじめとして、希少種を含む多くの生き物たちが、多様な生態系を形成しています。森の中心にある散策路を通して、森林から干潟へと続く自然の移り変わりをお楽しむことができます。

=====

施設名：三浦市民交流センター内 小網代の森インフォメーションスペース

場所：〒238-0111 神奈川県三浦市初声町下宮田 5-16 駐車場有

財団の主な事業：動植物写真や普及啓発パネルの展示や学習図書の提供等

=====